

平成 29 年 2 月 3 日
東 京 都

グリーンボンドの発行方針について

東京都では、これまでグリーンボンド^{※1}の発行に向けた検討を進めており、今般、来年度のグリーンボンド発行に向けた方針を取り纏めたので、次のとおり報告する。

※1 企業や地方自治体等が、再生可能エネルギー事業など、地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に資する事業に要する資金を調達するために発行する債券

1 グリーンボンド発行の意義

- ① 都民や企業のグリーンボンドへの投資を通じた後押しにより、スマートシティの実現を目指す都が、従前から行っている都の環境施策に加えて、新たな環境施策を強力に推進すること
- ② 国内自治体として初となるグリーンボンドの発行を通じて、グリーンボンド市場の活性化と他発行体の参入促進につなげるとともに、国内の貴重な資金が国内の環境対策に向かって活用される流れを創出すること
- ③ 個人投資家に対して、都の環境事業に積極的に関与してもらうための投資機会を提供することにより、事業への理解を通じて、都民のオーナーシップ意識を喚起すること
- ④ 機関投資家に対して、社会的責任を果たすための投資機会を提供することにより、企業の環境配慮意識の醸成に寄与するとともに、社会的な評価を受けられる環境の整備を促進すること
- ⑤ 都債をグリーンボンドとして発行することを通じて、発行体としての都が新たな投資家にアクセスすることが可能となり、投資家層を多様化すること

2 発行概要^{※2}

名 称 : 東京グリーンボンド
 発行規模 : 総額 200 億円程度
 対象投資家 : 円貨建て債を購入可能な機関投資家、都民等の個人投資家
 発行通貨 : 機関投資家向けは円貨、個人投資家向けは市況等に応じて判断
 発行時期 : 10 月～12 月

※2 平成 29 年度に発行する都債は、平成 29 年度東京都予算案が東京都議会において可決された場合において、その発行が可能となる。

3 グリーンボンド原則への対応

グリーンボンド原則^{※3}に定める 4 項目全てに対応するとともに、グリーンボンドとしての適格性と透明性の確保及び投資家への訴求力を向上させるため、第三者機関による認証等を取得する。

※3 国際的な金融機関による業界の自主的なガイドラインで、事務局である国際資本市場協会 (ICMA) が公表したもの。この中で、①資金使途、②プロジェクトの評価及び選定プロセス、③調達資金の管理、④投資家への報告、の 4 項目についての適切な対応が求められている他、第三者機関による認証等の取得を推奨している。

4 充当事業

東京環境サポーター債発行にあたって選択した事業に加え、公営企業の事業にもその範囲を拡大するとともに、都の環境施策を先進的・加速的に推進していく事業を新規に選定する。

(主な充当予定事業)

区分	事業名	グリーンボンド対象事業	
		環境サポーター債対象事業	新規対象事業
東京 2020 大会を契機 とした環境対策	競技施設の環境対策		○
	都道の遮熱性・保水性舗装		○
スマートエネルギー 都市づくり	都有施設の改築・改修	○	
	都有施設・道路の照明のLED化		○
	都有施設のZEB ^{※4} 化推進		○
	上下水道施設の省エネ化		○
	環境にやさしい都営バスの導入		○
クール・クリーンで 快適な都市づくり	公園の整備	○	
	合流式下水道の改善		○
	水再生センターでの高度処理		○
気候変動の影響への 適応	中小河川の整備	○	
	高潮防御施設の整備	○	

※4 Net Zero Energy Building の略称。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間消費量が正味でゼロまたはおおむねゼロとなる建築物

【参考】東京環境サポーター債

東京都では、グリーンボンド発行に向けたトライアルとして、平成28年12月に、個人向け都債で「東京環境サポーター債」を発行している。

1 発行の意義

- ① 環境分野で先進的な取組を行う都が、資金調達的手段も活用し、その取組を促進
- ② グリーンボンドのトライアルとして発行し、都の環境事業に積極的に関与してもらう機会を都民にいち早く提供
- ③ 都の環境事業に対する都民のオーナーシップ意識を喚起

2 発行概要

名 称 : 東京環境サポーター債
発行規模 : 1億2,500万豪ドル(100億円相当)
期 間 : 5年
金 利 : 2.74%
対象投資家 : 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に在住または在勤・在学の個人の方、同エリア内に主たる事務所・事業所を有する法人・団体
発行通貨 : 豪ドル(オーストラリアドル)
発行日 : 12月5日(月)

3 グリーンボンド原則への対応

グリーンボンド原則に自主的に対応するが、都の環境事業に積極的に関与してもらう機会を、都民にいち早く提供することを重視し、取得に一定の時間を要する第三者機関による認証等は活用しない。

4 充当事業

都債の発行により調達した資金は、下表のとおり、その全額を、都が実施する環境への寄与が確かな事業に充当

区分	事業名	事業概要	概算充 予定額
再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化	都有施設の改築・改修	都立学校等の都有施設の改築・改修にあたり、照明のLED化、屋上・壁面等の緑化、太陽光発電設備の設置等によりエネルギー使用の合理化を図る	35億円
都市の緑化	公園の整備	都立公園の整備により、生物多様性に配慮した新たな緑を創出する	20億円
気候変動の影響への適応	河川の整備	河道や調節池の整備により、台風や集中豪雨による水害への対策を行う	40億円
	高潮防御施設の整備	堤防や水門の整備により、高潮・洪水等への対策を行う	5億円
合 計			100億円

グリーンボンドの発行方針

平成29年2月
東京都

グリーンボンドの発行に向けて

産業革命以降の経済の発展は、様々な面で人々の暮らしを豊かにしてきた。一方で、環境問題等をはじめとした人類の生活を脅かす問題が生じてきており、世界は今、経済、社会および環境の面で大きなリスクに直面している。

こうした課題に対処するため、2015年9月には、それまでのミレニアム開発目標（MDGs）で扱われていた貧困撲滅等に加え、経済、社会、環境などを含む2030年に向けた地球規模での優先課題及び世界のあるべき姿を明らかにした「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットで採択された。

2015年12月には、フランスでCOP21が開催され、2020年以降の気候変動対策の新たな枠組みである「パリ協定」が、気候変動の脅威に対する危機感の共有を背景に、全ての国が参加する合意として採択され、2016年11月に発効した。

こうした中、東京都は、安全・安心・元気な「セーフシティ」、誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」、環境先進都市、国際金融・経済都市として成長を続ける「スマートシティ」を実現し、新しい東京を創っていくための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画として、「2020年に向けた実行プラン」を2016年12月に策定した。

環境面においては、2016年3月に東京都環境基本計画を策定し、2030年までに温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する目標などを掲げ、本計画に基づいた施策を推進している。

環境に配慮した取組が重要視される流れを受け、近年、国外においては、企業や地方自治体等が環境事業に要する資金を調達するための債券であるグリーンボンドの発行が増加しており、グリーン投資への需要が高まってきている。

国際社会共通の課題となっている、環境問題の解決に取り組んでいくために、都は積極的に環境施策を展開するとともに、国内におけるグリーンボンド市場の拡大と活性化に向けて、その流れを創出する取組を行っていく必要がある。

1 グリーンボンド発行の意義

東京都は、平成29年度よりグリーンボンドを発行する。その発行の意義は、次のとおりである。

- ① 都民や企業のグリーンボンドへの投資を通じた後押しにより、スマートシティの実現を目指す都が、従前から行っている都の環境施策に加えて、新たな環境施策を強力に推進すること
- ② 国内自治体として初となるグリーンボンドの発行を通じて、グリーンボンド市場の活性化と他発行体の参入促進につなげるとともに、国内の貴重な資金が国内の環境対策に向かって活用される流れを創出すること
- ③ 個人投資家に対して、都の環境事業に積極的に関与してもらうための投資機会を提供することにより、事業への理解を通じて、都民のオーナーシップ意識を喚起すること
- ④ 機関投資家に対して、社会的責任を果たすための投資機会を提供することにより、企業の環境配慮意識の醸成に寄与するとともに、社会的な評価を受けられる環境の整備を促進すること
- ⑤ 都債をグリーンボンドとして発行することを通じて、発行体としての都が新たな投資家にアクセスすることが可能となり、投資家層を多様化すること

2 トライアルからグリーンボンドへ

グリーンボンドのトライアルである東京環境サポーター債は、都の環境事業に積極的に関与してもらう機会をいち早く提供することで、国内の貴重な資金が国内の環境対策に活用される流れを創出する取組の第一弾として平成28年度に発行された。このトライアルでは、いち早く提供するという観点から、次のとおりの対応とした。

- グリーンボンド原則の4項目全てに自主的に対応することで原則の求める透明性を確保するものの、第三者機関による認証等は取得しない
- 充当事業については、対象を当該年度の事業の一部に限定するとともに、事業が積み上がった規模で発行
- いち早く環境への投資のムーブメントを高めていく観点から個人向け都債で発行

本債券の販売は順調に進み、売出し初日で完売に至った。また、購入者に対して行ったアンケートの結果では、7割以上が発行意義に共感するとともに、資金使途として幅広い事業に資金を充当することが望まれていることが分かった。

これらを踏まえ、平成29年度に発行するグリーンボンドでは、次のとおり対応する。

- グリーンボンドとしての適格性と透明性の確保及び投資家への訴求力を向上させるため、第三者機関による認証等を取得する。
- 充当事業について、東京環境サポーター債で選択した事業に加え、グリーンプロジェクトとして相応しい新規事業等を選択するとともに、発行規模を拡大する。
- 発行額の増額と合わせて個人投資家及び機関投資家の両方を対象に都債を発行することにより、より多様な投資家に投資機会を提供する。

3 グリーンボンド原則への対応

グリーンボンド原則への対応については、東京環境サポーター債と同様、以下の4項目全てについて対応する。

- ① 資金使途
- ② プロジェクトの評価及び選定プロセス
- ③ 調達資金の管理
- ④ 投資家への報告

この際、グリーンボンドとしての適格性と透明性の確保及び投資家への訴求力を向上させるため、第三者機関による認証等を取得する。また、トライアルの成果を踏まえるとともに、第三者機関からの認証等の取得を通じて、発行意義や充当事業の状況を投資家に伝わり易くするための情報掲載方法などについて、グリーンボンド原則への対応をさらに深化させる。

4 名称

東京都が発行するグリーンボンドの名称は、「東京グリーンボンド」とする。

5 充当事業及び発行規模

平成29年度に発行するグリーンボンドの充当事業については、東京環境サポーター債発行にあたって選択した事業に加え、公営企業の事業にもその範囲を拡大するとともに、都の環境施策を先進的・加速的に推進していく事業を新規に選定する。これにより、発行規模は、総額200億円程度とする。

(主な充当予定事業)

区分	事業名	グリーンボンド対象事業	
		環境サポーター債 対象事業	新規対象事業
東京 2020 大会を契機 とした環境対策	競技施設の環境対策		○
	都道の遮熱性・保水性舗装		○
スマートエネルギー 都市づくり	都府施設の改築・改修	○	
	都府施設・道路の照明のLED化		○
	都府施設のZEB [※] 化推進		○
	上下水道施設の省エネ化		○
	環境にやさしい都営バスの導入		○
クール・クリーンで 快適な都市づくり	公園の整備	○	
	合流式下水道の改善		○
	水再生センターでの高度処理		○
気候変動の影響への 適応	中小河川の整備	○	
	高潮防御施設の整備	○	

※ Net Zero Energy Building の略称。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間消費量が正味でゼロまたはおおむねゼロとなる建築物

6 対象投資家

対象投資家は、都民をはじめとする個人投資家と円貨建て債を購入可能な機関投資家を想定し、これによって国内の貴重な資金が国内の環境対策に向かって活用される流れの創出に貢献する。また、発行額を平成28年度の100億円相当から平成29年度は総額200億円程度に増額することに合わせ、個人投資家向けと機関投資家向けの都債をそれぞれ発行する。個人向け都債の発行により、都民に環境事業に積極的に関与してもらうための投資機会を継続的に提供するとともに、機関投資家向け都債を新たに対象とすることにより、企業等に社会的責任を果たすための投資機会を提供する。

7 発行通貨

発行通貨は、機関投資家向け都債は円貨とし、個人向け都債は市況等に応じて判断することとする。機関投資家向け都債では、円貨を選択することで、国内の貴重な資金が国内の環境対策に向かって活用される流れを推進していく。また、個人向け都債については、購入対象者を都民等に限定しており、円貨・外貨の何れであっても、国内の資金が国内の環境事業に活用されることから、市況等に応じて判断していく。

8 発行時期

発行時期は、10月から12月とし、第三者機関を選定してオピニオン等を取得するとともに、当該年度における事業の進捗状況を確認しながら、グリーンボンドを充当する事業を選択する。

※ 平成29年度に発行する都債は、平成29年度東京都予算案が東京都議会において可決された場合において、その発行が可能となる。

【参考】グリーンボンド発行方針の概要

	平成29年度	【参考】平成28年度
名 称	・東京グリーンボンド	・東京環境サポーター債
発 行 規 模	・総額200億円程度	・1億2,500万豪ドル (100億円相当)
対 象 投 資 家	・円貨建て債を購入可能な機関投資家 ・都民等の個人投資家	・都民等の個人投資家
発 行 通 貨	・機関投資家向け：円貨 ・個人投資家向け：市況等に応じて判断	・豪ドル
発 行 時 期	・10月～12月	・12月
グリーンボンド 原則への対応	・第三者機関による認証等を取得 ・原則への対応をさらに深化	・第三者機関による認証等は 取得しない ・原則に自主的に対応
充 当 事 業	・東京環境サポーター債で選択した 事業 ・公営企業の事業 ・環境施策推進に資する事業 - 東京2020大会競技施設の環境対策 - 都有施設・道路の照明のLED化 - 都有施設のZEB化推進 など	・再生可能エネルギーの導入、 省エネルギー化 ・都市の緑化 ・気候変動の影響への適応 など